

議案第24号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費等の受給資格及び対象者等を見直すとともに、学校教育法等の一部改正に伴う関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「次条」を「次条第1項第1号から第5号まで」に改める。

第5条第2項中「未就学児」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 未就学児
- (2) 前項第5号及び第6号に該当する者のうち、次条に規定する母子・父子家庭医療費の受給資格に該当するもの

第6条第1項第1号中「配偶者のいない女子」を「配偶者のない女子」に、「小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部、中学部」を「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）」に改め、「現に扶養しているもの」の次に「（以下「母子家庭の母」という。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

第6条第2項第2号中「前条」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から7月までの間にあつては、前々年とする。以下同じ。）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持して

いた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項の表に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

第6条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第8条第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない世帯及び均等割のみを課される世帯（以下「非課税世帯等」という。）」を「次の各号のいずれかに該当する世帯（就学児が被扶養者となる社会保険各法において被保険者、組合員若しくは加入者で本市の区域内に住所を有しない者を含む。以下この項において同じ。）に属する者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定による市町村民税（法の規定による特別区民税を含むものとし、法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない世帯及び均等割のみを課される世帯
- (2) 法の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を合算した額が、1,920,000円に当該医療が行われた日の属する年度の初日の世帯において子ども1人につき380,000円を加算した額未満の世帯

第9条第2項第3号中「非課税世帯等の」を「前条第2項の規定に該当する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第1項第1号（「配偶者のいない女子」を「配偶者のない女子」に改める部分を除く。）の改正規定 平成28年4月1日

(2) 第6条第2項（第2号（「前条」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改める部分を除く。））、同条第3項、第8条及び第9条の改正規定 平成28年8月1日

（経過措置）

2 改正後の北名古屋市医療費支給条例第6条第2項第1号、同条第3項、第8条及び第9条の規定は、平成28年8月1日以降に行われた医療に関する支給について適用し、同日前に行われた医療に関する支給については、なお従前の例による。